

別紙

諮問第649号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件開示請求1から3までに対し、不存在を理由として非開示とした各決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った開示請求（別表のとおり。以下「本件開示請求1～3」という。）に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年4月12日付けで行った不存在を理由とする各非開示決定について、それぞれ取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 本件開示請求1に係る非開示決定について

あらかじめ設定された面談であり、会議室を利用して行われ、記録2名がいたにもかかわらず、「非公式な面談であるから記録を作成していない。」との趣旨の実施機関の説明はおかしい。

アポもとらずに面談した際の記録は、別途開示されている。

イ 本件開示請求2及び3に係る非開示決定について

係争中である案件であるにもかかわらず処分されている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、概ね別表「非開示決定の理由」欄に記載のとおりである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月12日	諮問
平成30年 7月26日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 8月23日 ～ 平成30年12月 3日	審査請求人から意見書收受
令和 2年 1月30日	新規概要説明（第204回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第205回第一部会）
令和 2年 7月16日	審議（第206回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 実施機関の事務事業について

(ア) 苦情等の取扱いについて

実施機関では、東京都教育庁における苦情等の取扱いに関する要綱（平成8年
9月27日8教総情第105号。以下「苦情等要綱」という。）を定め、これにより
苦情等の処理を行っている。

第2第2号は、苦情等要綱における苦情等について、「教育庁の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての苦情又は要望」と定義しており、第4第6項は、「苦情等を受け付けた場合は、相談カード（別記様式1）にその内容を簡潔に記録する。」と規定している。

なお、当該相談カードの欄外には、「2 教育庁の事業又は当該事業に関する職員の行為に係る苦情等を受け付けた場合に、本カードに記録する。ただし、苦情等の内容について解決が容易で、担当課所での記録が必要でないと課長が判断した場合はこの限りではない。」と記載されている。

（イ）文書等の保存期間について

当時の東京都教育委員会文書管理規則（平成11年教育委員会規則第64号。平成29年教育委員会規則第8号による改正前のもの）44条1項によれば、文書等（現行の同規則にいう公文書）の保存期間については、「長期、10年、5年、3年、1年、1年未満」の6種であるとされ、45条3項により、教育長は、同規則別表に掲げる上記種別に基づく保存期間設定の基準に従い、東京都教育委員会の文書等に係る文書保存期間表を定めるものとする旨規定されている。

同規則46条1項では、主務課長は、文書保存期間表に従い、その所管する課の文書等の保存期間を定めた上、その保存期間が満了する日までの間、当該文書等を保存しなければならないとされており、同条2項により、文書保存期間表に定める保存期間を超えて保存する必要があると認める文書等については、総務課長の承認を得て、その必要な期間当該文書等を保存することができる旨規定されている。

また、同規則51条1項により、文書等がその保存期間を満了したときは、主務課長は、当該文書等を廃棄するものとされている。

イ 審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求1から3までについて、別表に掲げるとおり、各主務課において、それぞれ不存在を理由とする非開示決定を行った。

審査請求人は、上記各決定に対し、前記2（2）のとおり主張していることから、審査会は、実施機関が各請求内容に係る個人情報不存在と判断したことの

妥当性について、審議を行う。

ウ 本件開示請求1について

(ア) 実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

審査請求人が本件開示請求1で言及する面談（以下「本件面談」という。）とは、審査請求人の子が以前在籍していた小学校での出来事に関し、設置者である〇〇教育委員会の当時の対応について、審査請求人の話を聞く場として実施機関が設けたものである。

本来、〇〇教育委員会において対応すべきところ、実施機関の職員〇〇が以前〇〇教育委員会に勤務していたとの経緯から審査請求人の要望に応じて実施機関において話を聞いたものであり、実施機関が本来の相談窓口ではないことは審査請求人も承知している。

以上のとおり、本件面談は実施機関に関する相談ではないことから、記録は作成しなかった。

(イ) 前記ア（ア）のとおり、実施機関では、苦情等要綱に基づき苦情等の処理を行っているところ、同要綱にいう苦情等とは、「教育庁の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての苦情又は要望」と定義されている。実施機関の説明によれば、本件面談は、〇〇教育委員会の業務に関する問題について実施機関が任意に相談に応じたものであり、実施機関の業務の執行又はその職員の行為に関する苦情・要望等に対応するために行われたものではないとのことであるから、苦情等要綱が適用される苦情等には該当せず、したがって、相談カードによる記録の作成を要しないものと認められる。

一方で、仮にその記録が作成されていたと想定すると、相談カードの様式における保存期間の記入欄にはあらかじめ1年と記載されているところ、本件開示請求1は、本件面談が実施された当該年度内に行われていることから、当該記録はその当時いまだ保存期間を満了しておらず、実施機関において保存されていたと考えられる。この点について、実施機関は、念のため本件面談に係る記録の探索に努めたが、その存在は確認されなかった旨説明している。

以上を踏まえると、本件開示請求1について、請求に係る個人情報存在し

ないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求1について、請求に係る個人情報の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

エ 本件開示請求2について

(ア) 実施機関は、本件開示請求2の趣旨について、「〇〇年に審査請求人が提出した要望書及び文部科学省からの情報提供が、東京都としてどのような流れでどこの課が受け取り、どのように対応されたかが分かる文書」、「〇〇年〇月から〇〇年〇月までの間、審査請求人の電話やメールを受けた際、どのような流れで、どこの課が受け取り、どのように対応されていたのかが分かる文書」、「平成〇年〇月に〇〇教育委員会が東京都に提出した報告書について、どのような流れでどこの課が処理しているのかが分かる文書」及び「当該報告書の内容について、傷害事件としての報告書であったのか否かが分かる文書」であると解したと説明する。

(イ) 実施機関は、上記(ア)について、別表に掲げるとおり、三つの部署において、それぞれ不存在を理由とした非開示決定を行っており、それらの理由について、概ね次のとおり説明している。

苦情・要望等に関する文書などの本件開示請求2に係る文書の保存期間は、重要度に応じて、3年、1年又は1年未満とされている。

当該請求に係る個人情報が存在していたか否か定かでないが、仮に存在していたとしても、その保存期間は最長でも3年であることから、本件開示請求2があったときには既に保存期間を満了し、廃棄されている。

(ウ) 前記ア(ア)のとおり、実施機関では、苦情等要綱により、苦情又は要望を受け付けた場合には、相談カードに記録することとされている。もっとも、当該相談カード欄外には、「…苦情等の内容について解決が容易で、担当課所での記録が必要でない」と課長が判断した場合はこの限りではない。」との注記があることから、記録作成の要否に関する判断は、終局的には各部署の課長に委

ねられているものと解される。

(エ) 一方、実施機関の文書保存期間表に基づき当該各主務課で定めた文書管理基準表によれば、苦情・要望等に関する文書その他の本件開示請求2に係る文書の保存期間は、最長でも3年とされている。

そうすると、審査請求人が本件開示請求2において言及する「要望」、「情報提供」及び「事故報告」は、いずれも平成〇年度又は平成〇年度の出来事であるとされていることから、仮にこれらに関する記録が作成されていたとしても、本件開示請求2の時点において、当該記録は既にその保存期間を満了しているものと認められる。

加えて、実施機関に確認したところ、本件開示請求2の時点において、当該記録の探索に努めたが、その存在は確認されなかったとのことであった。

以上を踏まえると、上記(イ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求2について、請求に係る個人情報の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

オ 本件開示請求3について

(ア) 実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

入学者選抜における都民からの相談については、原則として記録を作成し、担当内で共有しており、当該記録の保存期間を1年と定めている。

平成〇年〇月の相談内容について、記録を作成したかどうかは定かではないが、仮に作成したとしても、翌年度末にはその保存期間を満了している。

(イ) 上記記録の作成について、実施機関にさらに確認したところ、次のとおりの説明があった。

都民からの苦情や要望は、苦情等要綱により相談カードを作成している。都民からの相談は、同要綱の対象ではないが、記録を残す場合は、相談カードを使用している。相談カードは、文書管理基準表に従い、1年間保存している。

(ウ) 実施機関の文書保存期間表に基づき当該主務課で定めた文書管理基準表によれば、相談カードの保存期間は、1年とされている。

そうすると、審査請求人が本件開示請求3において言及する「面談」は、平成〇年度の出来事であるとされていることから、仮にこれらに関する記録が作成されていたとしても、本件開示請求3の時点において、当該記録は既にその保存期間を満了しているものと認められる。

加えて、実施機関に確認したところ、本件開示請求3の時点において、当該記録の探索に努めたが、その存在は確認されなかったとのことであった。

以上を踏まえると、上記(ア)及び(イ)の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求3について、請求に係る個人情報の不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらは審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑